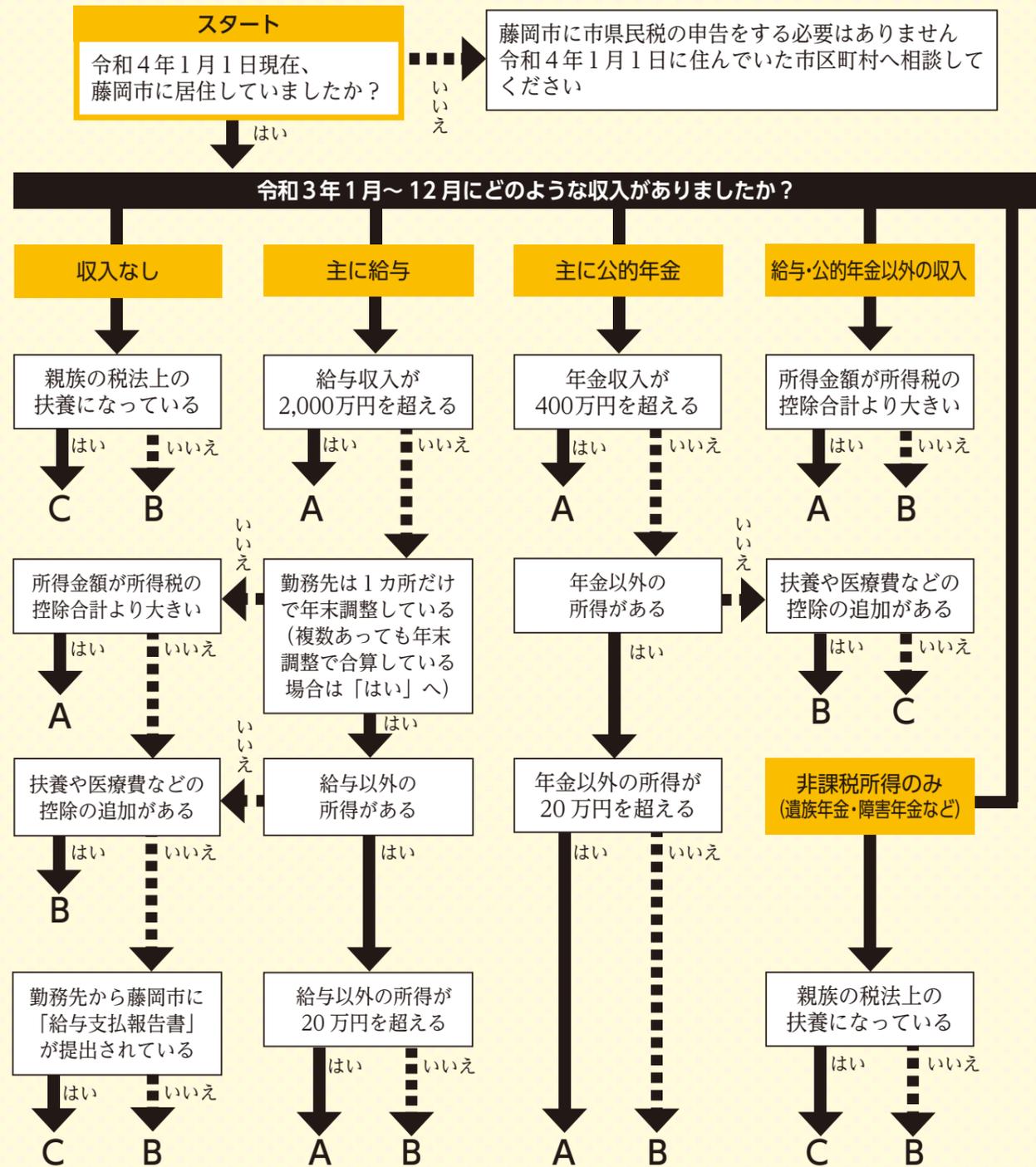


申告が必要か確認しましょう



※このフローチャートは一般的な例を示しています。不明な点は問い合わせてください

A	所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告書を提出すれば、市県民税の申告は必要ありません。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は必ず記入してください。
B	市県民税の申告が必要です	所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合は、確定申告(A)が必要です。
C	確定申告・市県民税の申告は必要ありません	所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合は、確定申告(A)が必要です。

所得税の確定申告・市県民税の申告

今年度も感染症対策を徹底し、確定申告の受け付けを行います。

問い合わせ

- ▷ 所得税の確定申告 = 藤岡税務署 (☎ 0971)
- ▷ 市県民税の申告 = 税務課 (☎ 2231)

各申告会場では新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**入場整理券の配布**（8ページを参照）や1人分の申告終了ごとのテーブル除菌など感染症対策を行います。
例年、申告期間の前半・週の初め・午前中は申告会場の混雑が予想されます。申告会場に行かなくてもパソコンやスマートフォンなどから、**24時間いつでも申告できるホームページ**もありますので活用してください。

- 申告受付期間**
- ▷ 藤岡税務署 = 1月19日(水)～3月15日(火)（土・日曜日、祝日を除く）
※2月15日(火)以前は還付申告のみ受け付け
 - ▷ 藤岡市役所 = 2月16日(水)～3月15日(火)（土・日曜日、祝日を除く）



- ① 原則申告者1人で来てください
- ② 体調に不安があるときは来庁しないでください
- ③ マスクを着用してください
- ④ 収支内訳書や医療費控除の明細書を事前に作成してきてください
※混雑緩和のため、資料を作成していない場合は申告の受け付けができません。あらかじめご了承ください

24時間いつでも自宅で申告できます

パソコン・タブレット・スマートフォンから申告書を作成でき、3つのステップで申告が完了します。

- STEP 1** 国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」にアクセスする
- STEP 2** 申告書の作成を行う
- STEP 3** 作成した申告書を送信する

送信するには以下のどちらかの方式で行います。

- ① **マイナンバーカード方式**
マイナンバーカード、マイナンバーカード対応のスマートフォンなどが必要です
- ② **ID・パスワード方式**
顔写真付きの身分証明書を持って税務署で作成
※以上の方式が取れない場合は、STEP 3で印刷をして郵送で提出できます



確定申告書等作成コーナー